



中建国保では、医療費適正化対策として、ケガなどの負傷（交通事故等の第三者行為、自損事故など）については、被保険者にご協力いただき、負傷の原因調査を行っています。組合員とケガをした被保険者に対しては、調査票（「傷病の原因等に関するお尋ね」と「傷病原因等報告書」）を送付します。

組合員及びケガをした被保険者は、調査票を受け取ったらずみやかに、「傷病原因等報告書」に、負傷の原因等を詳しく記入していただき、所属する支部または出張所に報告することになっています。

報告を怠りますと、ケガをした被保険者に対しては、国民健康保険法第63条に基づき、医療費の全部または一部の返納を求めたりする等の不利益な処分を受けることがあります。また、組合員に対しては、償還金の支給も行われないほか組合規約第64条に基づき、過怠金（金額10万円）を科す等の処分を受けることになります。

必ず提出期限までに調査票の提出をお願いします。